

○あま市民間木造住宅除却工事費補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を行おうとする者に対するあま市民間木造住宅除却工事費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、あま市補助金等交付規則（平成22年あま市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県が作成する「改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアル」による上部構造評点の最小値

イ 一般財団法人日本建築防災協会が作成する「木造住宅の耐震診断と補強方法」における一般診断法又は精密診断法による上部構造評点の最小値

(4) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の全てを除却する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす旧基準木造住宅とする。

(1) 第2条第2号アに規定する診断において判定値が1.0未満のもの又は同号イに規定する診断において得点が80点未満のものであること。

(2) 次の補助金の交付を受けていないものであること。

ア あま市民間木造住宅耐震改修費補助金

イ あま市耐震シェルター設置費補助金

(3) 所有権以外の権利が設定されていない住宅であること。ただし、当該権利の権利者が当該住宅の除却について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象住宅の所有者であること。

(2) 前号の住宅が共有である場合は、除却について共有者全員の同意を得ていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が工事業者に依頼して行う住宅の除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

(1) 住宅の一部のみを除却する工事

(2) 他の制度に基づく補助金等の交付の対象となる工事

(3) その他市長が適当でないとする工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、20万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民間木造住宅除却工事費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 木造住宅除却工事費補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 住宅の位置図
- (4) 工事に要する費用の見積書（施行業者が記名したものに限る。）
- (5) 住宅の外観写真（複数の方向から撮影されたもので、一方向は正面玄関を含むものとする。）
- (6) 施工業者の有する建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
- (7) 市税の未納税額のないことを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、民間木造住宅除却工事費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その通知があった日以後に工事に着手しなければならない。

（変更承認申請）

第10条 交付決定者は、当該補助金の交付の申請内容を変更をしようとするときは、民間木造住宅除却工事費補助金変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、民間木造住宅除却工事費補助金変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（工事中止）

第11条 交付決定者は、工事を中止しようとするときは、速やかに民間木造住宅除却工事中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日

又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅除却工事費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施行業者が記名したものに限る。）
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅除却工事費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、民間木造住宅除却工事費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させるときは、期限を定めて命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年告示第52号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。